

ひた水辺空間利活用推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、「ひた水辺空間利活用推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、日田市を流れる河川の水辺を、市民・民間の創意工夫等を最大限生かす空間として活用し、市外からの観光客にも誇りうる「水郷ひた」にふさわしい賑わいの場を作り出すことを目的として設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 河川敷地占用許可準則第22に定める「都市・地域再生等利用区域」に係る河川敷地の利用調整に関する協議会として、区域の指定等について審議を行うこと
- (2) 市民・民間の自由で多様な活用・取組みに対する河川敷地等の積極的な開放などに関すること
- (3) その他、「水郷ひた」にふさわしい水辺の賑わいづくりに関すること

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。ただし、自治会関係については審議内容に応じて事務局がその都度定める。

- 2 委員の任期は、2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 協議会には、会長、副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故等のあるときは、副会長がその職務を代理する。
- 6 協議会には、市民・民間による水辺空間の公平かつ適正な利活用を図るため、選定委員会を設置する。
- 7 選定委員会の構成及び運営については、協議会が別に定める。

(会議の運営方法)

第5条 協議会は、原則として方針決定や報告案件がある場合、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、その議題の内容に応じ、必要と認めるときは、協議会に属しない者の出席を求めることができる。
- 4 協議会は、委員(観光、商工、漁業、行政関係の各委員が委任する各委員の所属団体関係を含む。次項について同じ)の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 協議会の議決は、出席した委員の過半数をもって決する。

6 協議会で会長に一任することが承認された事項については、会長が決する。

7 会長は、軽易かつ緊急の処理を必要とする事項と認めた場合には、議決すべき事項を示した書面をもって委員の賛否を求めることができる。この場合、協議会の議決があったものとみなす。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、日田市商工観光部観光課とする。

(事業計画)

第7条 協議会の事業計画書は、毎年度開始前に会長が作成し、協議会の議決を得なければならない。

(事業報告)

第8条 会長は、毎年度終了後2ヶ月以内に事業報告書を作成しなければならない。

2 会長は、前項の報告書を協議会に報告し、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則 この規約は、平成26年4月23日から施行する。